〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　池ノ上医院

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　滋賀県大津市湖青一丁目７番地１

(3) 設立認可年月日　　平成 10 年８月 19 日

(4) 設立登記年月日　　平成 10 年９月８日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	池ノ上　晃一	医師
理　事	池ノ上　とみ子	
同	池ノ上　亮太	
同	竹村　杏奈	
監　事	溝淵　隆子	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	池ノ上医院	２５１０１０６２８５	滋賀県大津市湖青一丁目７番地１	なし

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年９月１９日　　令和６年度決算の決定

令和８年７月２１日　　令和８年度予算の決定

様式２

法人名　　医療法人 池ノ上医院　　※医療法人整理番号 0 0 1 9 2

所在地　　滋賀県大津市湖青一丁目７番地１

財　産　目　録

（令和８年７月３１日現在）

１．資　産　額	244,586 千円
２．負　債　額	5,372 千円
３．純　資　産　額	239,214 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		151,780
Ｂ　固　定　資　産		92,806
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	244,586
Ｄ　負　債　合　計		5,372
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	239,214

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人 池ノ上医院
所在地　滋賀県大津市湖青一丁目７番地１

※医療法人整理番号	0	0	1	9	2

貸　借　対　照　表

（令和８年７月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	151,780	**Ⅰ 流動負債**	5,225
Ⅱ 固定資産	92,806	**Ⅱ 固定負債**	147
１ 有形固定資産	49,914	（うち医療機関債）	
２ 無形固定資産	151	負債合計	5,372
３ その他の資産	42,741	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 基金	10,000
		Ⅱ 積立金	229,214
		（うち代替基金）	
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	239,214
資産合計	244,586	負債・純資産合計	244,586

様式４－２

法人名　医療法人 池ノ上医院　　※医療法人整理番号 0 0 1 9 2

所在地　滋賀県大津市湖青一丁目７番地１

損　益　計　算　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	85,920
2 事業費用	99,551
本来業務事業利益	△ 13,631
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 13,631
Ⅱ 事業外収益	9,875
Ⅲ 事業外費用	67
経常利益	△ 3,823
Ⅳ 特別利益	1,616
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 2,207
法人税等	80
当期純利益	△ 2,287

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　池ノ上医院
理事長　池ノ上 晃一　殿

私（注１）は、医療法人池ノ上医院の令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月２５日
医療法人　池ノ上医院
監事　溝淵　隆子　印